

○競争的研究費等不正防止計画

平成 27 年 3 月 6 日制定

平成 27 年 7 月 2 日改正

平成 28 年 7 月 21 日改正

令和 4 年 1 月 20 日改正

東京家政学院大学は、(以下、「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定)」を踏まえ、競争的研究費等(各省各庁から配分される競争的研究費(各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)等)の適正な運営・管理を行うため「東京家政学院大学における競争的研究費等の不正防止対策に関する基本方針」に基づき、「不正防止計画」を策定する。

本学全体として不正の発生を抑制出来るよう、常に公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。

	不正の発生する要因	不正防止計画
I. 責任体系の明確化		
1	責任体系が明確でない場合は、管理体制が機能しない。	<p>責任体系を明確にするための規程等の見直しを検討し、ホームページ上で公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者は、自ら啓発活動を行い、大学の意識の向上と浸透を図る。具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導し、その実施状況や効果等について議論を深める。 ・統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画等大学全体の具体的な対策を策定・実施し、状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。 ・コンプライアンス推進責任者は、学部における対策を実施し、状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。また、学部に対して、コンプライアンス教育を実施し、啓発活動を行う。さらに、適切な管理・執行を行っているか等モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 ・監事は、不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会で意見を述べる。
II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
1	競争的研究費等が公的資金であるという意識が希薄である。	競争的研究費等の適切な執行管理について、コンプライアンス教育において意識向上を図る。

2	不正とみなされる行為についての理解が不十分である。	過去の実例も挙げ、コンプライアンス教育において不正は教員及び本学にも深刻な影響を及ぼすことを周知する。
Ⅲ. 競争的研究費等の適正な運営・管理		
1	競争的研究費等の使用ルールが明確でない場合、不適切な使用が行われる。	競争的研究費等の使用ルールの内容を適宜、確認を行い、明確化・統一化を推進する。
2	出張について、出張実態の把握が不十分である。	宿泊の実態、特急列車の使用について証明となるものの提出と合わせ、実態の把握を行う。
Ⅳ. 情報発信・共有化の推進		
1	諸規程等の体系化が分かりにくい。	諸規程等を分かりやすく体系化し、公開情報の構成・内容の見直しを検討し、ホームページ上で公開する。
Ⅴ. モニタリング及び監査		
1	不正が発生する要因に対してのモニタリングが不十分である。	実効性のあるモニタリングを検討し実施する。